

議員提出第12号

介護保険の負担増と給付減の中止を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年12月16日

提出者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛成者 吉川市議会議員 飯島 正義

〃 遠藤 義法

吉川市議会議長 松崎 誠 様

提案理由 口頭

## 介護保険の負担増と給付減の中止を求める意見書

現在、国において 2024 年の介護保険改定に向けた制度の見直し議論が進められています。議論の内容は利用料の引き上げやサービス削減が中心となっており、これらが実施されれば高齢者や家族はさらに負担を強いられ、必要な介護を受けられなくなる人が続発しかねません。

年金が引き下げられる中、今年 10 月からは高齢者医療保険の窓口払い 2 倍化が導入され、また物価高騰が高齢者の暮らしを圧迫しています。また介護保険制度は 3 年に 1 度の見直しの度に利用者負担増とサービス削減が繰り返され、利用控えや施設退所などを余儀なくされた利用者が少なくありません。

現在の見直し議論において、財務省の財政制度審議会は原則 2 割負担を提言しています。またケアプラン作成の有料化、介護老人保健施設や介護医療院の多床室料全額自己負担なども議論に上がっています。

1 割負担でも経済的に苦しく利用を減らす人がいる現状での更なる負担増は、こうした状況を更に悪化させることにしかならないのではないのでしょうか。

要介護 1・2 の訪問・通所介護を「総合事業」に移行することに反対する要望書を、全国老人福祉施設協議会など 8 団体が提出しています。「総合事業」は自治体によってサービス内容や担い手確保に大きな差があり、全ての利用者に同じ質のサービスが提供されない危険があります。

よって政府および国会は、下記の内容で介護保険の負担増と給付減を中止するよう強く求めます。

1. サービス利用料の 2 割負担と 3 割負担の対象拡大はやめること。
2. 要介護 1・2 の訪問・通所介護の保険外しをやめること。
3. ケアプラン作成の有料化はやめること。
4. 老健施設などの多床室の室料有料化はやめること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 12 月 16 日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣